

議 長 日程第4「議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町立公園の健全で持続可能な発達を図るため、その管理に関し所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

この条例につきましては、本定例会に提案しております先ほどの議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例の新規制定に当たり、関連する規定を整理する、具体的には本条例から削った規定を新規制定条例に位置づけることなど。またですね、都市公園法に基づき、民間活力導入を視野とした所要の規定を定める、加えていく、こういったものが主だったものでございます。

それでは、改正内容について御説明させていただきます。2枚おめくりいただきまして、横面の参考資料、新旧対照表を御覧ください。

まず、改正案のほうですね、第12条がでございます。町以外の者の公園施設の設置等につきましては、都市公園法第5条に基づく公園管理者以外の者が公園施設の設置や管理をする規定でございます。民間活力導入の促進を目途として、平成16年に同法の法律の改正ですね、改正がございました。設置等できる公園施設は、公園管理者が自ら設け、管理することが不適當または困難であること、これに従来の法律は限定されておりましたが、法改正におきまして、設置等することで公園機能が増進されること、この規定が法律に加えられてございます。この趣旨を踏まえまして、本条例におきましても「若しくは」以降に同趣旨を加えてございます。

続いて、第19条でございます。19条につきましては、公園内における行為の

許可また占有許可等の権利を他者へ譲渡等することを禁止する規定であります。現行の第25条関係である使用料に関する定めを削っておりますので、改正のほうではこれが削れているというふうに改めてございます。

改正案の第22条、こちらは新設となります。先ほどの改正第12条の規定でも触れました公園管理者以外の者が公園施設を設置及び管理する際に納めていただく使用料、これを松田町行政財産の目的外使用に係る使用料条例の計算方法等を参酌し、施設ごとに町長が定める旨を規定しております。

続きまして、第22条から24条ですが、おめくり頂きます、2ページになります。22から24にかけては、西平畑公園の入園料に係る規定であります、これは新規制定で予定している先ほどの西平畑公園の管理に関する条例への位置づけを予定しておくため、本条例から削ります。

同様に、現行の25条から27条については、ふるさと鉄道と駐車場の使用料に係る規定であります、こちらについても同じ理由によって本条例から削っております。

3ページ目でございます。改正案のほうの第23条については、現行の第28条で管理委託の対象を公園ということでちょっと限定をしておしまっているため、都市公園法においては公園施設という表現もでございます。公園施設を含めて委託することができる旨を改めてございます。

改正案の第24条につきましては、管理の代行に係る規定となりますが、第1項で公園施設を含む公園等、これを定義するとともに、第2項で読み替えを、第3項では指定管理者の業務内容について定めてございます。

今回の改正です、入園料や使用料、これに係る規定を削るため、本条例では具体の有料施設、これが町公園条例からなくなることとなります。つきましては、第2項及び第3項からも当該内容を削っておるということでございます。

おめくり頂きます、4ページでございます。改正案の第25条から第27条につきましては、新設でございますけれども、罰則に関する規定でございます。今後民間活力を導入するに当たっては、様々なケースが想定されること、また都

市公園法にも規定されている条項でありますため、このたびこれを加えるものでございます。

第25条では、公園内における行為の許可、禁止行為、利用禁止制限、監督処分、こういった本条例の規定内容に違反した者については5万円以下の過料、第26条では、不正の行為で使用料を免れた際に、その使用料の5倍に相当する過料を処すと。第27条は、前2条の違反行為に際し、行為者のほか、その行為者の所属する法人等にも同様の過料を科す両罰規定でございます。

5ページとなります。改正案の第28条は新設となります。本条例に定めるもののほか、西平畑公園の管理については、本定例会に提案しております議案第31号の松田町西平畑公園の管理に関する条例に定める旨を規定してございます。

続いて、現行の30条及び31条につきましては、先ほど来御説明したとおり、使用料の規定そのものがなくなるため、指定管理に伴う利用料に関する規定を削るものでございます。

6ページにかけてとなります。現行の別表1から3につきましても、入園料や施設使用料の条項でありますため、同様に削ってございます。

お戻り頂けますでしょうか。附則のほうを御覧頂ければと思います。施行期日は、令和5年4月1日としております。これは指定管理等来年度からということ踏まえての設定でございます。

以上、議案第32号の説明とさせていただきます。雑駁な説明で恐縮ですが、御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 この議案についても、産業厚生常任委員会付託なので、私、総務ですので、ここで質問させていただきます。

新旧対照表の表を見ていただきたいと思います。参考資料で後ろについている内容です。22条、入園料。これが削除されています。これについては、私の考えなんですけど、西平畑公園のほうに徴収するものはそちらに吸収されたので、必要がないということで削除なのかなというのが1点です。

次に、23条、24条、3ページですね、3ページの左側に管理の委託という言

葉と、あと管理の代行、要するに業務委託と指定管理者ですよ、これね。指定管理者。2本出てると思います。基本的には、指定管理者、これを導入する場合は入園料とか使用料とか、何らかのお金が入ってくるから、いろいろな事務の手間を考えると管理の代行ということで指定管理者を導入するというふうに私は捉えております。残っている公園というのは、西平畑以外は管理の代行するほどの公園ではないのかな。要するに収入の分も削ってますから、それなのにここに管理の代行というふうに入れたという理由ですね。上の委託だけでよろしいんじゃないかと思いますが、どうしてこの管理の代行、指定管理者をここで新たに入れたのかということについてお願いいたします。

観光経済課長 御指摘ありがとうございます。まず、その指定管理に西平畑公園以外が当たらない可能性が高いのではないかと御指摘もごもつともと考えております。ただ、地域では今現在、管理を公園の維持清掃を含めた管理を、管理委託をしている地域の公園もございます。指定管理の道を全て絶つというのは、制度上どうかなということで残しております。ただ、おっしゃるようになりますね、入園料、使用料、こういったものがない中でどうなんだというお話があるんですけども、これは卵と鶏みたいな話になってしまうところもあるんですが、今現在、明確にこれはここでお金を頂きますという施設がたまたまない。今ないと、そういう整理で私は考えております。以上です。

5 番 田 代 私、どうしてこの質問したかと言いますと、公園を見渡した中でこの管理の代行を生かすのであれば、川音川の親水公園、パークゴルフ場です。今これについては、たしかこれは保険料で取ってると思います。それも…と思いますが、課長、今どういう運営してます。

観光経済課長 御指摘を頂き、ありがとうございます。まず、川音川に関しましては、川音川親水公園の公園の区域がございます。その中で、県のほうから占用させていただいておりますけども、パークゴルフ場、これがございます。分かりやすく言えばですね、ここは条例を個別に持っています。持っていて、要は今までの西平畑公園と似た形であるというふうに御理解を頂ければと思います。そこで使用料を頂いている。

5 番 田 代 それは申し訳なかったです。私の記憶では、パークゴルフ場になったときに、保険料ということで頂いて、それで何年かやっていたと思います。その後、条例化して使用料を今取っていると。それで、この公園条例とは別に抜き出してあるということですね。それは分かりました。

では、逆に、今のお金を取れる西平畑公園と川音川の親水公園、それを除いて、指定管理者にする意味合いが私は少ないから、この部分是要らないんじゃないかというふうに感じます。もう一度これについて回答をお願いいたします。

観 光 経 済 課 長 おっしゃるとおり、なかなか想定し得るものがないことはないんですけども、厳然として0%ではないと思っています。というところで、私、担当としては残したいと考えております。

5 番 田 代 御回答ありがとうございます。可能性が出て、はっきりしたら、一部改正で入れ込むべきだと思います。これは私の持論です。このことについても、付託ですので、委員長さん、産業厚生の方皆さん、よろしく御審議をお願いいたします。質問を終わります。

議 長 ほかにございますか。

10番 齋 藤 ちょっと前者のに関連するんですけど、この、私ちょっとよく分からないんですけど、委託と代行、この意味の違いですよ。何か同じことを言ってるようなふうな言葉じゃないかなと思うんですけど。ここで2つに分けてある。この辺の意味合いの違いをちょっと教えていただきたいんですけど。

観 光 経 済 課 長 御質問にお答えさせていただきます。管理の委託というのは、分かりやすく申し上げると、今現在、先ほど町長もお話ありましたけど、西平畑公園でいろいろな施設を、到底我々が直営とはいえできませんよね。それを民間の方に管理を委託する。一方で、管理の代行、これはこちらのほうにも書いてございますけども、地方自治法に基づく指定管理者制度、包括的にその管理、施設全体を民間の方をお願いして管理をしていただく、これを全体の管理を代行するという意味です。こちらについては、自治法の中でも規定を読めば出てくる内容かなと思います。

10番 齋 藤 何か同じような言葉で、ちょっと分かりづらいなどは感じておりますけど、

分かりました。

それと、もう一つですね、第12条の追加した文章の公園の機能の増進に資すると認められる。これの法的にこの辺の加わったと言われてますけど、具体的にこれが何が変わってくる部分なんですか。

観光経済課長 変わってくる内容というのは、ちょっと具体になかなかあれですけども、書いてあるとおりですね、もともと公園管理者が自ら設け、管理することが不適当または困難であると認められる。なかなか公園に対するハードルというのが厳しかった、高かったところに、要は公園管理者以外の者が公園機能の増進に資するものを設置したり管理したりする場合、公園機能全体が上がる。この考え方というのは都市公園法の中にもございますので、個別具体で言うと、よく話題になったのが、保育所なんかもあったりもしますし、もっと言うとカフェ、カフェが公園の中にできる。これを民間の事業者が都市公園法に基づいて、またこの公園条例に基づいて設置したい。それを最終的に許可するかどうかは町の裁量ではありますけども、これを許可したことによって、その公園の、カフェができたことでその公園の価値が上がる。いやいや、ここにカフェができたから遊べなくなっちゃったんじゃないか。それは駄目でしょうけど、そうじゃなくて、公園の機能が上がる。これができる制度というのが、もともと都市公園法にはあります。そこの中身で、今言ったように、そこのハードルが平成16年のときに、より公園の機能増進に関するものは法律としても認めていこう。これが都市公園法の考え方で整理がされておりますので、町の条例もそれに合わせたと、そういうことでございます。

10番 齋藤 分かりました。中井あたりが何か広い公園だけにカフェができましたよね。ああいうイメージのものをつくってもいいよと。集客するためにはという考えでいいということですか。

観光経済課長 すみません。中井が、当然現地は見たりはしてます。ただ、詳細が、どこが設置したか、町以外の者かどうかは分かりませんが、恐らくは指定管理で全体をやっている中で、じゃあ個別の施設ごとに指定管理者また定めているのか、もしくはこの設置管理許可でやっているとは、ちょっとなかなか

か分からないんですけども、大体多いのは指定管理で全体をやっているところが多いのかなと私は思います。ちょっと推測論で申し訳ないんですけど。

10番 齋藤 分かりました。ちなみに中井はですね、あれ、たしか商工会女性部が管理をしているんですよ。あのカフェは。そこがコックさんを雇って料理を作らせて出してるというような流れみたいです。（私語あり）もう今はやってない。何かそんなことを聞いていたので。じゃあ、そういうカフェとかを造ってもいいよという部分の言葉のところということで理解していいということですね。分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

6番 井上 1点ですね、お伺いします。参考資料の3ページの第23条のところですね、今までの28条で公園の目的をというところを、23条改正案のほうでは、公園または公園施設の目的をというふうに改正されて、先ほどの説明の中では都市公園法の改定に伴って変えたという説明がありました。それではですね、単にこれは上位法の改正による部分だけなのか、この公園施設というものがどこの部分をですね、指しているのかについてお伺いをいたします。

観光経済課長 先ほど私がちょっと説明した中でですね、上位法の改正に伴うという部分に関しましては、第12条関係でちょっとお話をさせていただいたかと思います。ちょっと都市公園法という言葉が途中で挟んだから混乱をさせてしまったとすれば申し訳ありません。こちらについては、管理の委託をする際に、公園でしかなかった管理委託の対象が、都市公園法の中では、公園施設というのをしっかり明記しておりますので、ここは上位法の考え方と、改正とかではなくて、整理の中で不足していたものを少し整理、ここで改めさせていただいたというふうに御理解を頂ければと思います。

6番 井上 そういう説明でしたね。都市公園法の規定の中にあるので、今回はこの改正に伴ってその部分を入れたと。また再度にかかりますけれども、どこか対象のですね、公園施設というのがあるのでそういうふうにされたのか。もし、それがあのかなしかとですね、やはりその整合性の問題として、その前の2ページ

の改正前の第25条のところの部分ですね、この公園施設の専用使用するものというところをですね、削っちゃっていますよね。もしその公園施設というものがあれば、公園施設を専用使用するというものは、実態はないんだけど、改正案のほうで残したものは、第25条のほうの関係というものは、削って、ここは使用料の額という見出しになっていますけれども、この部分というのは同じようにするのであれば残さないといけないのかなという、ちょっとそういう条例のですね、一部改正上の手続的なものなんですけども、その辺はいかがですか。

観光経済課長 すみません、ちょっと後段が途中で聞き取れてなかったかもしれませんけども。まず、都市公園やその公園施設というのは、都市公園法の第2条で定めがございます。第2条の2項において、公園施設とはということで、次に掲げる施設を言うということで、いろいろな施設が列挙されておるわけですけども、これを表現したかったというのがこの主な修正の中身であります。ごめんなさい、ちょっと後段の御質問にうまく答えられてないと思います。

6 番 井 上 この参考資料新旧対照表の2ページの右側の欄の第25条のところですね、専用使用する、専用使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。第1項から第3項まで。これを全部削っちゃってますよね。だから、公園施設、改正後のほうでは、公園施設というのをわざわざ入れたのに、公園施設に係る専用使用というものを削った理由をお知らせいただきたい。ないから削ったのであれば、この23条もわざわざ入れなくてもいいんじゃないかと。そういったところです。

観光経済課長 削ったほうの条例のちょっと条の説明を申し上げますと、今回新たな西平畑公園のほうの、先ほど説明した中では有料公園施設という表現もさせていただきました。もともと町の公園条例に規定している特定公園施設という名称は、この町の条例の中だけのオリジナルの表現でございました。今この条例全体につきましては、ベースはその都市公園法に基づくという表現の中で都市公園…公園施設というものは先ほど申し上げた2条の概念にはまってくると思います。につきましては、今回外してしまったこの特定公園施設に関しては、削れてとい

う改正をしておりますので、この第23条で改めてというところで、ちょっとすみません、その前段全体の公園施設という言葉、確認しきれてないんですけども、ここの中で出てくる公園の…公園または公園施設という、公園等の定義をしないと、管理の委託の対象としていかなものかという整理がここでさせていただければということで入れたものと御解釈をお願いします。

6 番 井 上 分かりました。以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 1 番 寺 嶋 新旧対照表の4ページ、罰則、これ新設ですけどもね。第25条、5万以下の過料に処するというので、細かくありますけども、この5万以下という、こうした根拠、根拠をですね、示してください。

観 光 経 済 課 長 罰則の規定に関しましては、松田町の公園条例に今まで入っておりませんでした。これを今回、いろいろな改正するに当たって、いろんな状況を調べました。法律調べました。ほかの市町村の条例も調べました。ほぼ入っています。そういった中で、この5万円というのは、過料の範囲で秩序罰というんですかね、検察協議もなく、町の条例に定められるという内容を神奈川県の方にも確認をして、5万円というのはほかの自治体でもみな一緒のラインでございす。以上です。

1 1 番 寺 嶋 神奈川県あるいはほかの自治体で確認したということなんですけども、その上の…上といたしますか、さっき都市公園法と言いましたっけね。そういう中で位置づけというのは、ここではどういうふうな。この罰則のことはどういうふうに、金額についてはどういうふうな位置づけと金額、そういうのはありましたらですね、分かりましたらお聞きします。

観 光 経 済 課 長 すみません、今、即答はできかねますけども、法律には全て、やはり法律の一番最後のほうですね、罰則として5万円ではございません。秩序罰としてはなくて、金額も大きくなっていくように記憶をしております。またお示しができる機会があればと思いますので、よろしくをお願いします。

1 1 番 寺 嶋 付託になってますので、そこでまたお知らせください。終わります。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第32号は松田町公園条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定しました。